

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（384））

2. 日時：平成29年9月29日 13時30分～16時15分

16時30分～18時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、山浦技術参与、安田審査官

（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他12名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 主任

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ 主任

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 課長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ 担当

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第39条 地震による損傷の防止」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針（第43条）>

- 衝突を想定した津波漂流物の代表性を確認する観点から、浚渫台船の構造、仕様、作業期間及び作業頻度について整理して提示すること。
- シートジョイントの耐候性試験について、試験結果の提示時期の見通しを整理して提示すること。
- 外郭防護については、津波の敷地への浸水プロセスとしては防潮堤を越えて到達するものと取水路及び放水路からの経路の地下部からの流入及び漏水が考えられるため、防護対象への浸水経路と浸水対策について整理して提示すること。
- 西側接続口の立坑について、高圧電源装置の電源ケーブルの区分を確認した上で、浸水防止対策について整理して提示すること。
- 防潮堤内における津波漂流物に関し、地上部に露出している配管等に対する設計上の

考慮について整理して提示すること。

- 遡上津波の浸水域を踏まえた広い防護範囲に対して、浸水防護対策と内部溢水対策との関係を整理して提示すること。
- 局所的な水位の励起に対する考え方について整理して提示すること。
- 津波漂流物の衝突評価の対象として車両を代表例として示している点について、構造特性も踏まえた妥当性を整理して提示すること。
- 敷地遡上津波に対する津波防護設計について、第43条の基準適合性で説明する設備の範囲を整理して提示すること。

<地震による損傷の防止（第4条及び第39条）>

- 海水引込み管について、全体像を提示するとともに、軸方向以外の変位に対する考慮について整理して提示すること。
- スタンドパイプに対する極限解析について、多数のスタンドパイプを上部で連結支持する構造であることを踏まえ、上部から入力荷重がかかった際の荷重の伝達の流れ、長さの違い、溶接部の斜度、補強板との関係を考慮した代表性の考え方について整理して提示すること。
- 解析で得られたひずみ分布図を示すとともに、応力-ひずみ曲線の位置づけを整理して提示すること。
- 変位測定位置の考え方について整理して提示すること。
- 試験装置図について整理して提示すること。
- 動的機能維持評価について、配管系の固有値が柔である場合 20Hz 以上の高周波数域の振動モードの影響をどのように判断するのか、影響確認の考え方について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針について（第495回審査会合（平成29年8月10日）時の指摘事項に対する回答）
- ・ 東海第二発電所 耐震設計方針について（審査会合時の指摘事項に対する回答）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）